

## 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(総 則)

第 1 条 この規程は、公益社団法人沖縄県緑化推進委員会定款第 20 条の規定に基づき、役員等の報酬等の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第 2 条 役員等の報酬額は、次の各号に掲げる役員に対し、それぞれ該当各号に定める報酬年額を支給する。

(1) 理事長 600 千円

(2) 常務理事 3,600 千円

2 前項以外の役員が、理事長が招集する会議等に出席した場合は、その都度 9,300 円を支給する。

(監事の監査手当)

第 3 条 監事には、監査を行った場合に 1 回につき 9,300 円の監査手当を支給する。

(支給日)

第 4 条 支給日は、俸給については報酬年額を 12 で除した金額を毎月 21 日に現金でもって支払う。

2 支給日が休日に当たるときは、その日の最も近い前日に支給する。

(費用弁償)

第 5 条 役員が職務を行うために要する費用は、鉄道賃、車賃、航空賃、船賃、旅行雑費及び宿泊料について弁償するものとし、その額は、別に定める公益社団法人沖縄県緑化推進委員会旅費規程によるものとする。

(改 廃)

第 6 条 この規程の改廃は、総会において行う。

附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成 23 年 7 月 29 日総会決議)

2 この規程は、令和 7 年 7 月 29 日から施行する。(令和 7 年 7 月 29 日総会決議)